

大学コンソーシアム八王子に対する負担金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、「大学コンソーシアム八王子」に対し交付する負担金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 八王子地域の高等教育の充実、地域社会の発展などに資するために設立した「大学コンソーシアム八王子」の運営費の一部を負担することにより、魅力ある学園都市づくりの形成を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 この負担金の交付対象は、次のとおりとする。

小中高大連携や大学等の地域貢献活動の支援などを行う大学等連携事業
加盟大学を全国に周知する活動などを行う情報発信事業
まちの活性化や学生イベント活動等への支援などを行う学生活動支援事業
戦略的大学連携支援事業である八王子未来学の実現及び加盟大学と産業界との連携などを行う産学公連携事業
外国人留学生の生活や活動の支援の充実などを行う外国人留学生支援事業
事務局運営経費

(交付額等)

第4条 負担金交付額は、毎年度予算の範囲内において、負担金対象総事業費から会費収入、補助金収入、事業収入、八王子市以外の団体からの負担金収入、寄付金及び協賛金を差し引いた金額とする。また、交付については、分割により行うことができる。

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第6条第1項の規定による交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第2項による通知は別記第2号様式によるものとする。

(負担金事業等変更・中止・廃止申請書の様式)

第7条 規則第10条による市長への通知は、別記第3号様式によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条による実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書に添付する必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

(負担金等確定通知書の様式)

第9条 規則第13条による負担事業者等への通知は、別記第5号様式によるものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。